

**質問1：住居表示実施日（令和5年11月6日）以前にできる住所変更の手続きはありますか。**

**回答1：**住居表示実施に伴う住所変更の手続きは全て11月6日以降です。

**質問2：通知書（証明書）が相当数必要になりそうですが、証明書の発行には何が必要ですか。**

**回答2：**証明書（住居表示変更証明）は、11月6日以降に各特別出張所又は区役所本庁舎住居表示係の各窓口にて発行できます。

ご来庁時には本人確認資料をお持ちいただく必要はありませんが、

- ① 古い住所の表記
- ② 新しい住所の表記
- ③ 対象者の氏名（法人、建物等の名称）

の3つの情報がわからない場合は発行できません。

通知書やそのコピーをお持ちいただければ、申請の際にスムーズです。

**質問3：通知書のコピーは証明書として利用可能ですか。**

**回答3：**手続き先により、コピーでよいかどうか把握できませんので、各手続き先にお問合せいただいたうえ、住所変更のお手続きをお願いします。

**質問4：家族の一人が、他の家族全員分の住所変更の手続きを代行することは可能ですか。**

**回答4：**手続き先により異なりますので、各手続き先に確認していただく必要があります。

- 運転免許証について ⇒ 本書の5頁「質問1」でご紹介しています。
- マイナンバーカードについて ⇒ 本書の6頁「質問1」でご紹介しています。

**質問5：市谷薬王寺町の不動産所有者が市谷薬王寺町に不在の場合、通知書は送付されていますか。また、不在の所有者でも各種の手続きは必要なのでしょうか。**

**回答5：**通知書は、市谷薬王寺町の居住者の方、調査の結果把握できた会社・法人の方に送付しています。

住居表示の実施でお手続きが必要になるのは、居住者の方、所在している会社・法人の方ですので、原則として手続きは不要です。

**質問6：私がお近所のお年寄りと話したとき、住所変更の手続きについて、「榎町特別出張所に聞いたら」と言っていました。**

榎町特別出張所でも手続きについて教えてくださいませんか。

**回答6：**榎町特別出張所でも対応できます。

榎町特別出張所で取り扱っていない手続きについては、まず、住居表示係で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。